

自動車リサイクル法に基づく解体業・破砕業許可に係る許可申請書に添付する書類及び図面

番号	項目	解体業		破砕業			備考	
		新規	更新	新規	更新	事業範囲の変更		
1	法第62条第1項第2号イからヌまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面	○	○	○	○	○	別記様式第3号(解体業・破砕業共通)	
2	事業の用に供する施設(積替え又は保管の場所を含む)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図	位置図	○	●	○	●	●	縮尺1/25,000程度
3		見取図	○	●	○	●	●	処理施設周辺の地形地物の概略が把握できる縮尺1/2,500~1/5,000程度(住宅地図など)
4		事業場の平面図	○	●	○	●	●	囲い及び排水溝の施工範囲、管理事務所、油水分離槽、保管設備等、処理施設、その他関連施設の位置
5		囲いの構造図	○	●	○	●	●	
6		保管施設の構造図	○	●	○	●	●	床面、排水溝の構造など
7		燃料採取所の構造図	○	●	—	—	—	床面、溜めますの構造など
8		解体作業場の構造図	○	●	—	—	—	排水溝の構造、建屋の構造、床面の構造など
9		取外部品の保管施設の構造図	○	●	—	—	—	床面、建屋の構造など
10		破砕施設(破砕前処理設備)の構造図	—	—	○	●	●	処理施設の構造、処理施設を設置する建屋、床面の構造など
11		自動車破砕残さの保管施設の構造図	—	—	○	●	●	床面、建屋、側壁の構造など(破砕前処理施設の場合は不要)
12		処理施設用地の現況写真	○	●	○	●	●	
13		処理施設、付帯設備の処理能力に関する設計計算書・仕様書	○	●	○	●	●	
14		保管面積・保管容量(台数)計算書	○	●	○	●	●	
15		許可申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること(許可申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること)を証する書類	土地の登記簿謄本	○	●	○	●	●
16	公図		○	●	○	●	●	
17	賃貸借契約書の写し		○	●	○	●	●	土地の所有権がない場合のみ
18	事業計画書	事業計画書	○	○	○	○	●	別記様式第4号(解体業) 別記様式第5号(破砕業)
19		処理工程図	○	○	○	○	●	別記様式第8号(解体業) 別記様式第9号(破砕業)
20		使用済自動車等の撤去・改善計画書	○	○	○	○	●	使用済自動車を大量に保管している場合又は不適正保管している場合のみ(事業場とはなれた場所に保管している場合も含む。)
21	収支見積書	○	○	○	○	●	別記様式第4号(解体業) 別記様式第5号(破砕業)	
22	許可申請者が個人である場合においては、住民票の写し及び登記されていないことの証明書(後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第10条1項に規定する成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書をいう。以下同じ。)(※2)	▲	○	▲	○	▲		
23	許可申請者が法人である場合においては、定款又は寄附行為及び登記簿謄本	○	○	○	○	○		
24	許可申請者が法人である場合においては、その役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書(※2)	▲	○	▲	○	▲		
25	許可申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額を記載した書類並びにこれらの者の住民票の写し及び登記されていないことの証明書(※2)(これらの者が法人である場合には、登記簿謄本)	▲	○	▲	○	▲		
26	許可申請者に令第5条に規定する使用人がある場合においては、その者の住民票の写し及び登記されていないことの証明書(※2)	▲	○	▲	○	▲		
27	許可申請者が未成年者である場合においては、その法定代理人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書(※2)	▲	○	▲	○	▲		
28	標準作業書	○	○	○	○	○		
29	施設概要書	○	●	○	●	○	別記様式第10号(解体業) 別記様式第11号(破砕業)	

[凡例] ●:変更がある場合(又は変更に係る部分)のみ添付が必要

▲:先行許可証を提出した場合は原本の添付は不要ですが、本籍入りの住民票のコピーを添付してください。

※1 公的機関から発行される証明書等は、原則として3ヶ月以内に発行された原本を提出してください。

※2 法第62条第1項第2号イ(心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者(精神の機能の障害により解体業(破砕業)を適切に行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者))に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類として提出を求める書類です。登記されていないことの証明書によらない場合、当該業務を適切に行うことができる能力を有することが確認できる書類を御提出いただきますので事前に御相談ください。